

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成30年 9 月 28 日

金 曜 日

第 4406 号

## 目 次

| 条 例   |    |
|---|----|
| ○富山県主要農作物種子生産条例   | 1  |
| ○富山県附属機関条例の一部を改正する条例                                    | 6  |
| ○富山県議会議員及び富山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例         |    |
| ○富山県手数料条例の一部を改正する条例                                     | 7  |
| ○富山県税条例の一部を改正する条例                                       | 9  |
| ○富山県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例       |    |
| ○富山県介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 10 |
| ○富山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例                                 | 11 |

## 条 例

富山県主要農作物種子生産条例、富山県附属機関条例の一部を改正する条例、富山県議会議員及び富山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例、富山県手数料条例の一部を改正する条例、富山県税条例の一部を改正する条例、富山県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、富山県介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び富山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年 9 月 28 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県条例第61号

富山県主要農作物種子生産条例

(目的)

第 1 条 この条例は、県内外に流通する本県で生産される主要農作物（稲、大麦、

裸麦、小麦及び大豆をいう。以下同じ。)の種子に関し、生産、供給その他必要な事項を定めることにより、本県の主要農作物の種子の品質の確保並びに優良な種子の安定的な生産及び流通に寄与することを目的とする。

(種子計画の策定)

第 2 条 知事は、毎年度、主要農作物の種子の品質の確保並びに優良な種子の安定的な生産及び供給に関する計画（以下「種子計画」という。）を策定し、公表するものとする。

2 知事は、種子計画の策定に当たっては、本県の主要農作物の種子の需給の見通し、県内外の市場における本県の主要農作物の需給の動向及び次条第 1 項に規定する指定種子生産団体その他の法人又は団体の意見を勘案するものとする。

3 種子計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 主要農作物の種子の需給の見通しに関する事項
- (2) 主要農作物の種子の品質の確保並びに優良な種子の安定的な生産及び供給に関する事項
- (3) 主要農作物の優良な種子の生産を行うために必要な主要農作物の原種及び原原種の生産に関する事項
- (4) 第 5 条の規定による指定種子生産ほ場の指定に関する事項
- (5) 第 8 条第 2 項の規定による指定原種及び指定原原種ほの指定に関する事項
- (6) その他主要農作物の種子の品質の確保並びに優良な種子の安定的な生産及び供給に関し必要な事項

(指定種子生産団体の指定等)

第 3 条 知事は、法人その他の団体であって、次項に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、指定種子生産団体として指定することができる。

2 指定種子生産団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 県内外の市場における本県の年間の主要農作物の種子の需給の見通しを把握するための調査及び知事への報告に関する業務
- (2) 種子計画に基づく主要農作物の種子の品質の確保並びに優良な種子の安定的な生産及び供給に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げる業務に附帯する業務

(4) その他規則で定める業務

(監督等)

第 4 条 知事は、前条第 2 項各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該指定種子生産団体に対し、当該業務に関して報告を求め、又は必要な助言若しくは指導をすることができる。

2 知事は、指定種子生産団体が前条第 2 項各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、当該指定種子生産団体に対し、当該業務の改善のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 知事は、指定種子生産団体が前項の規定による命令に違反したときは、当該指定を取り消すことができる。

(指定種子生産ほ場の指定)

第 5 条 知事は、譲渡の目的をもって、又は委託を受けて、主要農作物の種子を生産する者が経営するほ場を、当該者の申請により、指定種子生産ほ場として指定することができる。

(指定種子生産ほ場の審査等)

第 6 条 指定種子生産ほ場の経営者（以下「指定種子生産者」という。）は、当該指定種子生産ほ場において栽培している主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等についての審査（以下この条及び附則第 5 条において「ほ場審査」という。）を受けるものとする。

2 知事は、ほ場審査の結果、第 7 項の規定により知事が別に定める基準に適合すると認めるときは、指定種子生産者に対し、ほ場審査証明書を交付するものとする。

3 指定種子生産者は、前項の規定によりほ場審査証明書の交付を受けた指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等についての審査（以下この条及び附則第 5 条において「生産物審査」という。）を受けるものとする。

4 知事は、生産物審査の結果、第 7 項の規定により知事が別に定める基準に適合すると認めるときは、指定種子生産者に対し、生産物審査証明書を交付するものとする。

5 ほ場審査及び生産物審査（以下この条において単に「審査」という。）は、指

定種子生産者の申請により行うものとする。

6 知事は、指定種子生産者から前項の申請があったときは、当該職員に審査をさせるものとする。

7 審査の基準及び方法は、知事が別に定める。

8 第6項の規定により審査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(情報の提供等)

**第7条** 知事は、指定種子生産者に対し、主要農作物の優良な種子の生産に関し必要な情報を提供し、又は助言若しくは指導をすることができる。

(原種及び原原種の生産)

**第8条** 知事は、主要農作物の原種及び原原種ほの設置等により、指定種子生産ほ場において主要農作物の優良な種子の生産を行うために必要な主要農作物の原種及び当該原種の生産を行うために必要な主要農作物の原原種の確保が図られるよう、主要農作物の原種及び原原種の生産を行うものとする。

2 知事は、知事以外の者が経営するほ場において主要農作物の原種又は原原種が適正かつ確実に生産されると認められる場合には、当該ほ場を、当該者の申請により、指定原種ほ又は指定原原種ほとして指定することができる。

3 前2条の規定は、前項の指定原種ほ又は指定原原種ほにおける主要農作物の原種又は原原種の生産について準用する。

4 県は、種子計画に基づき主要農作物の優良な原種を供給するため、当該原種の生産を行う施設を設置し、品種の選定、原種の管理その他必要な措置を講ずるものとする。

(優良な品種を決定するための試験)

**第9条** 知事は、県が普及すべき主要農作物の優良な品種を決定するための試験を行うものとする。

(助言又は指導)

**第10条** 知事は、主要農作物の優良な種子の生産のために必要があると認めるときは、指定種子生産者以外の者であって主要農作物の種子の生産又は流通に携わる者に対し、助言又は指導を行うものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

(種子計画に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に県が定めている計画であって、第2条第3項各号に掲げる事項と同等の事項が定められていると認められるものは、種子計画とみなす。

(指定種子生産ほ場に関する経過措置)

第3条 この条例の施行の際現にされている指定種子生産ほ場の指定の申請は、第5条の規定によりされた指定種子生産ほ場の指定の申請とみなす。

2 この条例の施行の際現に指定種子生産ほ場として別に知事の指定を受けているほ場は、第5条に規定する指定種子生産ほ場とみなす。

(ほ場審査証明書及び生産物審査証明書に関する経過措置)

第4条 この条例の施行の際現に別に知事から交付されているほ場審査証明書は、第6条第2項の規定によるほ場審査証明書とみなす。

2 この条例の施行の際現に別に知事から交付されている生産物審査証明書は、第6条第4項の規定による生産物審査証明書とみなす。

(ほ場審査及び生産物審査に関する経過措置)

第5条 この条例の施行の際現にされているほ場審査又は生産物審査の申請は、第6条第5項の規定によりされたほ場審査又は生産物審査の申請とみなす。

(指定原種ほ及び指定原原種ほに関する経過措置)

第6条 この条例の施行の際現にされている指定原種ほ又は指定原原種ほの指定の申請は、第8条第2項の規定によりされた指定原種ほ又は指定原原種ほの指定の申請とみなす。

2 この条例の施行の際現に指定原種ほ又は指定原原種ほとして別に知事の指定を受けているほ場は、第8条第2項に規定する指定原種ほ又は指定原原種ほとみなす。

(農産食品課)

**富山県条例第62号**

富山県附属機関条例の一部を改正する条例

富山県附属機関条例（平成26年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表富山県肝炎認定協議会の項中「富山県肝炎認定協議会」を「富山県肝炎等認定協議会」に改め、「富山県肝炎治療特別促進事業」の次に「及び富山県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」を加える。

**附 則**

この条例は、平成30年12月1日から施行する。

（人事課）

**富山県条例第63号**

富山県議会議員及び富山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

富山県議会議員及び富山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「のピラ（富山県知事の選挙の場合に限る。）」を「及び第4号のピラ（）」に改める。

第2条中「この条、第4条、第5条、第10条及び第12条において」を削る。

第6条中「富山県知事の選挙における候補者（第8条において「知事候補者」という。）」を「候補者」に改め、「第142条第1項第3号」の次に「又は第4号」を加え、「同号」を「当該各号」に改める。

第8条各号列記以外の部分中「知事候補者」を「候補者」に改め、「第142条第1項第3号」の次に「又は第4号」を加える。

第9条中「第142条第1項第3号」の次に「又は第4号」を加え、「同号」を「当該各号」に改め、「（昭和25年政令第89号）」を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

富山県議会議員の選挙の一部無効による再選挙に第6条及び前条の規定を適用する場合には、第6条中「法第142条第1項第3号又は第4号に定める枚数を超える場合には、当該各号に定める枚数」とあるのは「公職選挙法施行令（昭和25

年政令第89号) 第132条の5第1項の表法第142条第1項第4号のピラの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数を超える場合には、当該下欄に定める枚数」と、前条中「法第142条第1項第3号又は第4号に定める枚数」とあるのは「公職選挙法施行令第132条の5第1項の表法第142条第1項第4号のピラの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数」とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の富山県議会議員及び富山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(市町村支援課)

### 富山県条例第64号

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の314の項中「第18条第2項」を「第18条第2項本文」に改め、同表の318の項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同項を同表の318の2の項とし、同表の317の項の次に次のように加える。

|  |                         |         |
|--|-------------------------|---------|
| 318 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査 | 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料 | 27,000円 |
|--|-------------------------|---------|

別表第1の325の2の項中「基づく建築物の建ぺい率」を「基づく建築物の建蔽率」に、「建築物の建ぺい率の特例許可申請手数料」を「建築物の建蔽率の特例許可申請手数料」に改め、同表の326の項中「基づく建築物の建ぺい率」を「基づく

建築物の建蔽率」に、「建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料」を「建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料」に改め、同表の 332 の項中「基づく建築物の容積率、建ぺい率」を「基づく建築物の容積率、建蔽率」に、「高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の許可申請手数料」を「高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の許可申請手数料」に改め、同表の 334 の 2 の項中「基づく建築物の容積率、建ぺい率」を「基づく建築物の容積率、建蔽率」に、「都市再生特別地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積、高さ又は壁面の位置の許可申請手数料」を「都市再生特別地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積、高さ又は壁面の位置の許可申請手数料」に改め、同表の 335 の項中「の建ぺい率」を「の建蔽率」に、「再開発等促進区等における建築物の容積率、建ぺい率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料」を「再開発等促進区等における建築物の容積率、建蔽率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料」に改め、同表の 340 の項中「基づく建築物の建ぺい率」を「基づく建築物の建蔽率」に、「地区計画等の区域における建築物の建ぺい率の算定の特例認定申請手数料」を「地区計画等の区域における建築物の建蔽率の算定の特例認定申請手数料」に改め、同表の 342 の項中「仮設建築物の」を「仮設興行場等の」に、「仮設建築物建築許可申請手数料」を「仮設興行場等建築許可申請手数料」に改め、同項の次に次のように加える。

|  |                                    |           |
|--|------------------------------------|-----------|
| 342 の 2 建築基準法第 85 条第 6 項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 | 1 年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築許可申請手数料 | 160,000 円 |
|--|------------------------------------|-----------|

別表第 1 の 347 の項中「規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率」を「規定に基づく建築物の容積率、建蔽率」に、「一団体の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料」を「一団体の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数



料」に改める。

別表第3の1の項中「に一般財団法人消防試験研究センター」を「に財団法人消防試験研究センター」に改め、同表の4の項中「に公益社団法人全国火薬類保安協会」を「に社団法人全国火薬類保安協会」に改め、同表の10の項中「に公益財団法人建築技術教育普及センター」を「に財団法人建築技術教育普及センター」に改め、同表の11の項中「に一般財団法人不動産適正取引推進機構」を「に財団法人不動産適正取引推進機構」に改め、同表の12の項中「に一般財団法人保安通信協会」を「に財団法人保安電子通信技術協会」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(財 政 課)

### 富山県条例第65号

#### 富山県税条例の一部を改正する条例

富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第6条の3第2項第4号ア(イ)中「第80条第1号イ」を「第147条第1号イ」に、「第78条第1項」を「第145条第1項」に改める。

附則第6条の7第2項第4号中「第78条第1項」を「第145条第1項」に改める。

#### 附 則

この条例は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第45号）の施行の日から施行する。

(税 務 課)

### 富山県条例第66号

#### 富山県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第64号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第4号ア中「平成24年富山県条例第66号」の次に「。第10項において「指定居宅サービス基準条例」という。」を、「平成24年富山県条例第67号」の次に「。第10項において「指定介護予防サービス基準条例」という。」を加え、同条第4項中「第2項」の次に「、第7項」を加え、同条第6項中「以外の」の次に「養護老人ホーム、」を加え、同条第7項ただし書中「できる」を「でき、第1項第3号イの主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1以上とする」に改め、同条第10項ただし書中「サテライト型養護老人ホーム」の次に「又は指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス基準条例第238条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）」、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス基準条例第226条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホーム」を加え、同条第12項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員

#### 附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

(高齢福祉課)

### 富山県条例第67号

富山県介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山県介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第33条第3項各号列記以外の部分中「第15条の2の規定による人体から排出され」を「第15条の3第1項第2号の病院、診療所又は前条の施設（施設告示第4号に定める施設を除く。）における厚生労働省令で定める基準」に、「「人体から排出され」を「「病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和56年厚生省告示第17号。次項において「

施設告示」という。)に定める施設(第4号に掲げる施設を除く。)における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」に、「第15条の2の規定による検体検査」を「第15条の3第1項第2号の前条の施設(施設告示第4号に定める施設に限る。)における厚生労働省令で定める基準」に、「検体検査」を「施設告示第4号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」に、「第15条の2の規定による医療機器」を「第15条の3第2項の規定による医療機器」に、「第15条の2の規定による第9条の7」を「第15条の3第2項の規定による第9条の8の2」に、「第15条の2の規定による医療」を「第15条の3第2項の規定による医療」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成30年12月1日から施行する。

(高齢福祉課)

### 富山県条例第68号

富山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

富山県建築基準法施行条例(平成14年富山県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第43条第2項」を「第43条第3項」に改める。

第28条の見出しを「(特定の建築物に対する適用の除外)」に改め、同条中「第43条第1項ただし書の規定による」を「第43条第2項第1号又は第2号の規定により認められ又は」に改める。

第29条の見出し中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同条中「第85条第5項の規定による仮設建築物」を「第85条第5項又は第6項の規定により仮設興行場等」に改める。

第31条中「第43条第2項」を「第43条第3項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(建築住宅課)

---

平成30年9月28日印刷発行

発行 富

山 県

富山県富山市新総曲輪1番7号

電話富山 076-444-3153番

---